



令和 4 年 2 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

決算公開号！

今月号は、毎年恒例、三上税理士法人&三上行政書士事務所の決算公開号です。
顧問先の皆さまにのみ、別紙にて公開となります。

今期も新型コロナウイルス感染症は終息せず、顧問先の方には多大な影響を受けられた方もおられて、心苦しい一年でした。

皆さんは、今期の弊社の決算と経営計画を見てどう思われるでしょうか。

少しでも多くの社長の皆様に、経営計画を見て「計画を作るのも良いものだな」と刺激を受けていただければ幸いです。

ご自身の会社の経営計画の作成などでお困りの際にはお気軽にご相談ください。



2 月の税務

- ・ 固定資産税（都市計画税）の第 4 期分の納付 **納付期限…2 月中において各自治体の条例で定める日**
- ・ 12 月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…2 月 28 日(月)
- ・ 6 月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…2 月 28 日(月)
- ・ 前年分所得税の確定申告 **申告期間…2 月 16 日(水)～3 月 15 日(火)**

本店
便り

賃上げ促進税制（令和 4 年度改正）について

文責：亀田

こんにちは！

執筆時現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が再び増加しておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

まだまだ寒さも続きますので、手洗い・うがい・マスクをして感染対策していきましょう！

今月の話題は、令和 4 年度（2022 年度）税制改正大綱で発表されました、中小企業向けの賃上げ促進税制についてです。

現在「所得拡大促進税制」として活用されている内容から一部改正されました。



<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

【参考2】令和4年度改正後の「中小企業における所得拡大促進税制」の概要

適用対象法人	青色申告法人である中小企業者等（ 措法42の4 ⑦七等）
適用対象年度	平成30年4月1日～令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度（税額控除率の上乗せ措置については、令和4年4月1日～令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度）
適用要件	$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額（前期の雇用者給与等支給額）}}{\text{比較雇用者給与等支給額（前期の雇用者給与等支給額）}} \geq 1.5\%$
税額控除率	15% ⇒ 上乗せ措置の適用により最大40% （基本15% + 上乗せ分15% + 上乗せ分10%）
税額控除限度額	控除対象雇用者給与等支給増加額（※）×税額控除率（15%～40%）
税額控除率の上乗せ措置の適用要件	【税額控除率15%上乗せ】 $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額（前期の雇用者給与等支給額）}}{\text{比較雇用者給与等支給額（前期の雇用者給与等支給額）}} \geq 2.5\%$
	【税額控除率10%上乗せ】 $\frac{\text{教育訓練費} - \text{比較教育訓練費（前期の教育訓練費）}}{\text{比較教育訓練費（前期の教育訓練費）}} \geq 10\%$
控除上限	当期の法人税額の20%

（※） 控除対象雇用者給与等支給増加額は「雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額」

税務通信 3685号(2021年12月27日)より引用

【改正の概要】

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
（個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象）

必須要件：雇用者全体の給与等支払額が前年度比で2.5%以上増加→30%税額控除

雇用者全体の給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加→15%税額控除

追加要件：教育訓練費が前年度比で10%以上増加→+10%税額控除

詳しくは、経済産業省の「賃上げ税制について」をご覧ください。

(https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/pdf/chinagesokushinzei sei20211224.pdf)

インター
店
便り

結局一番おいしいのは明〇の板チョコだと思う

文責：大脇

こんにちは。立春とは名ばかりの厳しい残寒が続きますが、いかがお過ごしでしょうか？

事務所内はコロナ感染症対策で換気を行っていますが、これが寒い！マイストーブもフル稼働しています（；▽；）

さて2月といえばバレンタインデー♡今年も、今しか買えないチョコレートを始め、名古屋のデパートへ行く予定です♪

今年のバレンタインデーのトレンドを調べるとポイントは3つ。

1つ目は、見た目からも楽しめるチョコレート。映えですね、映え。

2つ目は、ちょっとお高い高級チョコレート。自分へのご褒美チョコの売上は、ここ最近増加傾向にあるそうです。



<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

3つ目は、体に優しいヘルシーなチョコレート。これには事務所きってのふくよか代表 F 氏が猛反論。
「いやいやチョコは心に優しいですから！心の健康は体の健康を作りますから！食べると太るかも？大丈夫！チョコレートはお口の中で溶けますからカロリーゼロですよ♡（注意：F 氏調べ）」だそうです(笑)
チョコレートには癒しの効果もありますからね、ほどほどに楽しみたいと思います。

さて、ここで…12月にインター店に入社しました社員の紹介をいたします。

なんと！インター店の新入社員は、実にオープン時の足立以来！なんです☆

ハキハキしているのに加え、さながらお人形のような大きな瞳が印象的で、なかでもイチオシは、女子アナみたいに爽やかな声！癒されるわ～（＊'艸'）

では挨拶をどうぞ…☺

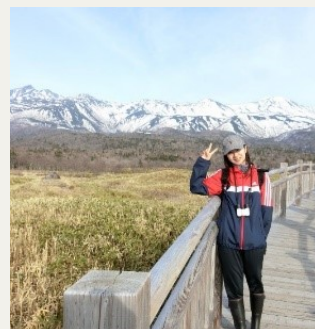
初めまして。水谷 まこと(みずたに まこと)と申します。

昨年12月から三上税理士法人に入社いたしました。出身は福岡県北九州市で、育ちは春日井市です。

地元である春日井で働けることを、とても嬉しく思っております。

猫とモンブランが大好きで、趣味はスイーツ巡り、御朱印集めです。

笑顔が心がけて、なんでも気軽に相談していただけるよう努力してまいります。よろしくお願い致します。



水谷はインター店に籍がありますが、確定申告のこの時期は、本店に出向中です。

既存メンバーとともに皆様をサポートいたします。よろしくお願いします。

行楽 日記

消防出初式

文責：今井



新春の恒例行事として、一年の無災害を願い実施される「消防出初式」。春日井市の参観者募集に当選し、見学に行ってきました。

出初式が行われる会場には、消防車や救急車、はしご車が何台も集まっていて迫力満点！！

消防職員の方や消防団員の方により、分散行進やビル火災を想定した消防訓練が披露され、5階建て相当の高さの訓練塔への放水や、はしごとロープを使った救出の実演が行われました。マンション12階あたりまで届くというはしご車からの救出訓練や放水は、とても迫力がありました。

また、愛知県防災航空隊の防災ヘリコプター飛来、音楽に合わせて水のアーチなどを描く放水演舞もあり、会場はとても盛り上がっていました。

コロナ禍ということで開催がどうなるか心配でしたが、参観者同士の距離がしっかりと確保された会場レイアウト・基本的感染防止対策で無事開催されたので良かったです。

普段見ることのない消防職員の方や団員の方の勇姿を間近で見る事が出来て、大人も子供も楽しめるイベントでした。



経営
情報

令和 4 年度税制改正大綱

文責：谷川

2021 年 12 月 10 日に「令和 4 年度税制改正大綱」が公表され、同月 24 日に閣議決定されました。
その中から気になった項目を抜粋しました。

<個人所得課税>

○住宅ローン控除制度の見直し

- ・住宅ローン控除の適用期限を 4 年延長、令和 7 年末までの入居者が対象
- ・控除率 0.7%、所得要件 2,000 万円への縮減



<法人課税>

○賃上げ促進税制（中小企業における所得拡大促進税制）

- ・適用期限の 1 年間の延長
- ・税額控除率の上乗せ措置の見直し、最大税額控除額の拡充

※今月号の「本店便り」にて詳しくご説明しておりますので是非ご一読ください。

○適用期限の延長

- ・交際費等の損金不算入制度及び接待飲食費に係る損金算入の特例
→適用期限を 2 年延長（令和 6 年 3 月 31 日まで）



「成長と分配の好循環の実現」がコンセプトの今回の税制改正大綱。

上記の他にもさまざまな項目があります。何が変わるのか、ご興味のある方は詳細もご覧いただければと思います。

【参考】

- ・自由民主党 H P <https://www.jimin.jp/news/policy/202382.html>
- ・財務省 令和 4 年度税制改正の大綱
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224taikou.pdf

無料経営相談について

今月及び来月の無料経営相談は、誠に勝手ながら **お休み** させていただきます。
ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

何かお困りのことがございましたら、一度担当者へお声がけください。



三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info